

単価契約書(案)

- 1 契約品名 乾式電子複写機複写サービス（1枚あたり）
- 2 契約単価 金 円（消費税及び地方消費税を含まず。）
- 3 設置場所 別記のとおり
- 4 設置機種 別記のとおり
- 5 契約保証金 免除

上記について愛媛地方税滞納整理機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条件により乾式電子複写機（以下「複写機」という。）の複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複写サービスを提供するに際し、複写機を甲の使用に供して、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要なすべての消耗品等（コピー用紙及びステイプル針を除く。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間及び更新）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づく長期継続契約によるものとする。

2 本契約期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、期間満了日の翌日から起算して更に1年間、本契約は契約期間満了時の条件と同一の条件で更新されるものとする。その後の契約期間満了についても同様とする。

（複写サービス料の請求及び支払い）

第3条 乙は、毎月末日において甲の指定する者の確認を受けて、複写枚数を算出するものとする。

2 乙は、毎月10日までに、甲に対して前月分の複写サービス料を請求するものとし、その請求金額は、前条に規定する契約単価に複写枚数を乗じた金額（円未満切り捨て）に消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満切り捨て）とする。

3 甲は、請求書を受理した日から30日以内に、前項の複写サービス料を口座振替により支払うものとする。

(遅延利息)

第4条 乙は、甲が前条第3項の期間内に支払をしなかったときは、支払期日の翌日から起算して遅延日数1日につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示991号)の割合で計算した遅延利息を甲に請求することができるものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるとき、または遅延利息の金額の100円未満の端数については、切り捨てるものとする。
- 3 天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数には算入しないものとする。

(複写機の保守)

第5条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるよう定期的に乙の指定する技術員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

- 2 複写機が故障したときは、乙は直ちに乙の指定する技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行う。ただし、止むを得ない事情により時間外に作業を実施したときは、乙は甲に対して所定の料金を請求することができる。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第6条 複写機及び消耗品等の所有権は乙に属する。

- 2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を損傷し、又は複写機の現状を変更し、若しくは消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第7条 甲は、所定の設置場所を変更するときは、予め乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この複写機の移動は乙が実施する。

(設置場所の変更に係る経費負担)

第8条 前条により、既設機種を別の場所に移動するときに要する経費は、甲の負担とする。

(設置機種の変更)

第9条 乙は、複写機の設置時において、止むを得ない事情により設置機種を変更する場合は、予め甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(保険)

第10条 乙は、複写機につき、乙の費用で動産総合保険を付するものとする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(契約期間内の解約)

第12条 第2条に定める契約期間内に、甲又は乙が正当な事由により解約を希望するときは、3ヶ月前にそれぞれ相手方に書面により通知しなければならない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が故意又は過失により複写機に損害を与えたときは、甲にその賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密保持義務)

第16条 乙は、保守の実施に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

2 契約期間の満了その他の理由により複写機を撤去する場合において、複写機内部に甲のデータが存するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第18条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙は協議して書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(紛争の解決)

第19条 本契約に関して紛争が生じ、甲乙の協議によっても解決できなかつたときは、松山簡易裁判所又は松山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第20条 本契約に定めのない事項については、甲乙は、誠意をもって協議し、これを定める。

(特約事項)

第21条 第2条の規定にかかわらず、甲は、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があつたときは、この契約を解除するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住所	愛媛県松山市一番町四丁目1番地2
	氏名	愛媛地方税滞納整理機構
	管理者	野志克仁

乙	住所	
	氏名	

(別 紙)

設置場所及び設置機種

設置場所		設置機種
住 所	団 体 名	
松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階	愛媛地方税滞納整理機構	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に

対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を

与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛地方税滞納整理機構（実施機関）、乙は受託者をいう。